処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項:第7条第1項

処 分 の 概 要:自動車運転代行業の認定の取消し

原権者(委任先): 宮城県公安委員会

法 令 の 定 め:

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
 - ・第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件)
 - · 第4条 (認定)

処 分 基 準:

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、 以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是 正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものと する。

・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から 第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその 者の解任手続を進めているようなとき。

問 合 せ 先:警察本部交通企画課(電話022-221-7171)又は警察署交通課

備 考: